

「陸前高田市新エネルギー設備導入促進事業助成制度」の利用に伴う 重要事項確認書

本書は、「陸前高田市新エネルギー設備導入促進事業助成制度」を利用し、陸前高田しみんエネルギー株式会社（以下「甲」という）と太陽光買取サービス及び電力需給契約の申込みを行うお客様（以下「乙」という）に対し、助成金要綱並びに約款に関する重要事項について確認するための書面です。お手数をかけしますが、ご確認をお願いいたします。

同意内容

私は、つぎの助成金実施要綱並びに契約約款の内容を十分に理解し、下記重要事項について同意します。

- ・陸前高田市新エネルギー設備導入促進事業（太陽光発電システム等）実施要綱（以下「助成金制度実施要綱」）
- ・別紙：陸前高田しみんエネルギー非 FIT 太陽光買取サービス約款（以下、「買取サービス約款」）
- ・別紙：でんき需給約款
- ・別紙：電気料金メニュー約款 オール電化

記

助成金制度についての重要事項

- 乙は太陽光発電システムを導入する日の属する年度の3月末日までに甲と電力契約（買取サービス及び電気需給契約）を締結することについて
- 乙は、やむを得ない理由がある場合を除き、原則として、契約締結日から起算して5年間甲と電力契約（買取サービス及び電気需給契約）を継続することについて

※契約期間は「買取サービス約款 8 買取契約の成立及び契約期間（2）」並びに、「でんき需給約款 7 需給契約の成立および契約期間（2）」に定める期間ではなく、「助成金制度実施要項（第15条第2項）」の規定に基づく期間とします。

- 乙はやむを得ず5年以内に解約を希望する場合、解約を希望する日の30日前までに甲に電子メールもしくは書面等で通知し、甲と協議することについて

- 本書に定めのない事項または解釈上の疑義については、甲・乙協議の上、これを解決することについて

小売電力事業者の名称・問い合わせ窓口

【名称】 陸前高田しみんエネルギー株式会社（登録番号 A0685）

【住所】 〒029-2202 岩手県陸前高田市横田町字志田実 3 番地 1

【電話番号】 0192-47-4102

【受付時間】 平日 10:0～18:00

※土曜日・日曜日・祝日は受け付けておりません。